

令和4年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和5年2月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 堀之内 薫 本多 剛 穂満 和廣 横峯 明人
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 福永 大悟
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、末永、小山田、尾堂、東、小村、児之原、吉永 専門員 水盛、高山、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 上崎 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 8 農地法の一部改正について（下限面積の廃止、転用許可基準の改正）

<p>議 長</p>	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>松 元 支 局</p>	<p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」の番号9号は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。それに伴い、表紙の議題1の件数10件を9件に修正、3条調査書の17、18ページの削除をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、福永委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、鳥丸委員、弟子丸委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 9 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2 番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1 4 番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件に関しましては、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、既に 2 0 年以上の耕作経験がある ことから、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、利用権設定を行い、同時に 3 条許可の申請を 行うものであります。 番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、1 8 番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、4 番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、1 7 番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 6 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 8 号、相手要望、規模拡大、使用貸借権。 以上です。</p>

議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号10号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 5ページ 2件	
議 長	次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号8号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議して頂きたいと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、変更前：建売住宅2棟、変更後：一般住宅1棟、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和4年9月29日、許可番号：農委第0425-36号。 資料8ページの第5条番号8と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。 8ページです。 番号8号、用途・施設：住家1棟91.08㎡、庭敷地等114.92㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…雑種地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、変更前：駐車場500.00㎡、資材置場500.00㎡、通路転回場等429.00㎡、変更後：駐車場300.00㎡、資材置場400.00㎡、通路転回場等298.00㎡、申請事由：隣接住人に転用地の一部を農地として譲渡することになった。権利の種別：賃貸借権、許可日：令和4年4月28日、許可番号：農委第0345-10号。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題4.「農地法第5号許可申請に関する件」番号8号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4号許可申請に関する件</p> <p>6 ページ 2 件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4号許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：既存住家1棟106.00㎡、物置1棟81.00㎡、通路39.00㎡、庭敷地等77.79㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、里道、西…本人畑、南…他人田、本人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を通路、庭敷地等として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟68.73㎡、庭敷地等380.27㎡、東・南…農道、西…本人畑、北…雑種地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>7ページ～12ページ 20件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の19件について審議して頂きたいと思えます。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場148.00㎡、転回場等262.33㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…水路、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、隣接する譲受人の宅地の一部を通路として使用します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟125.87㎡、庭敷地等287.13㎡、東…市道、西…水路、南…他人田、宅地、北…貸人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟95.64㎡、庭敷地等159.36㎡、東…市道、西…貸人畑、他人畑、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、駐車場293.00㎡、東…他人畑、西…里道、南…市道、北…宅地、水路、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟104.34㎡、庭敷地等313.69㎡、東…宅地、他人田、西…里道、南…雑種地、他人田、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、住家1棟83.21㎡、庭敷地等183.79㎡、東…市道、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟88.20㎡、庭敷地等260.80㎡、東…宅地、西…他人畑、宅地、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、住家1棟110.55㎡、庭敷地等355.45㎡、東…里道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅2棟122.74㎡、緩衝地15.67㎡、庭敷地等343.28㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…宅地、他人畑、北…国道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟116.34㎡、庭敷地等298.29㎡、東…宅地、西…雑種地、南…農道、宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟91.29㎡、庭敷地等117.55㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…宅地、他人畑、北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟102.27㎡、庭敷地等209.17㎡、東…宅地、私道、西・南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、貸駐車場75.00㎡、転回場等127.25㎡、東・西・南…渡人田、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、伊敷支所から北西へ約6kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>申請人は、平成17年4月頃から隣接地の工場に駐車場として使用させていたことから、今回始末書添付の上、申請を行ったものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>また、申請地の登記面積は、614㎡となっておりますが、周辺の山林の侵食により、有効面積は202.25㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟124.21㎡、庭敷地等346.79㎡、東…市道、西・南・北…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、資材置場25.00㎡、駐車場25.00㎡、転回場等105.00㎡、東・西…宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、住家1棟81.98㎡、庭敷地等144.02㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号18号、建売住宅7棟447.54㎡、通路132.25㎡、庭敷地等1,097.21㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、建売住宅1棟67.38㎡、庭敷地等352.62㎡、東…宅地、西…宅地、水路、南…水路、北…私道、宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、現場事務所2棟9.72㎡、通路等20.28㎡、東・西…水路、南…他人田、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、郡山支所から北西へ約3kmに位置する、第2農地に該当します。</p> <p>申請人は、鹿児島地域振興局発注の農村地域防災減災事業を受注し、その事業実施のための現場事務所を設置するため、一時転用許可の申請を行うものです。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま現場事務所として、すでに賃貸借により使用していたことから、今回、始末書添付の上、申請されました。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後、このようなことがないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>伊敷の案件ですが、平成17年から使っているということで、既に16年以上経っているということなんですよ。こういう案件について、5条許可ではなくて、非農地証明で対応できないのでしょうか。番号3号も同じなんですけど、始末書を添付して、申請させるというのは、不合理な気がします。非農地証明の申請は、大体何年位経ったら、対応できるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>非農地証明につきましては、行政サービスでございまして、非農地証明を発行していない自治体もございます。転用申請をして頂いて、始末書添付で許可というのが原則のやり方でございます。本市は、行政サービスとして、非農地証明を発行しておりますが、非農地認定基準を定めており、その基準に合致するもののみ発行しており、それは相当年数が経過しており、完全に農地に返らないものについてのみ、非農地証明を出せるという基準でございまして。無断転用の助長に繋がらないように、そういう基準を作ってお対応しているところでございまして。ご質問にありました駐車場につきましては、原状が土の状態であったりする場合には、容易に農地に返すことができるものですから、非農地認定基準に該当しないので、非農地証明は出せないということになります。</p> <p>以上です。</p>

1 3 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>もう1点ですが、皆さんの報告を聞いていると、無断転用で始末書添付、指導しましたというのが、横行しているのではないかと思います。始末書をいうのは、そんな軽いものなのでしょうか。本当に指導して、それ以降は、無断転用をしていないのかという照合はできているのでしょうか。原状復帰をするというのは、1回も聞いたことがありません。それについてはどうなのでしょう。</p>
事 務 局	<p>13番委員のおっしゃることはもっともだと思いますが、違反転用のありました件につきましては、県の方にも相談をしたことがございます。その中で、原状復帰をさせることの実益と、周辺農地の利用状況に与える悪影響を勘案して、原状回復をさせて実益があるか、周辺農地の利用に著しく影響をきたしている場合でないと、違反転用で原状回復命令措置をするというのは難しいとのことでした。実際、違反転用されたものについては、どうしても私たちの方は事後で把握するということになってしまいますので、それに対しての措置というのが、先程申し上げましたように、周辺農地の状況ですとか、違反転用を原状回復させることの実益と勘案しまして、原状回復をさせる程ではないものにつきましては、違反転用状態是正するために、始末書添付という形で転用申請を受けて、追認を出すという事務処理をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
1 3 番 委 員	<p>私が言いたかったのは、始末書が軽いのではないかということです。行政書士が、始末書のひな型を持っているというのを聞いたことがありましたので、質問させてもらいました。始末書を書かせるのですが、同じ人が同じような内容を書いた記録は残っていませんか。</p>
事 務 局	<p>違反転用があつて、追認許可をしたものにつきましては、一覧表を作っております、それを県の方にも報告しているところでございます。今のところ、同じ業者、個人が、同じ内容で違反転用をしたというのは、把握してないところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>農業委員、推進委員方もよく目を光らして見て頂きたいと思います。事務局、農業委員も、注意喚起をするようお願いしたいと思います。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題5. 非農地認定に関する件 13ページ～15ページ 10件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：3860-2、3860-3、3861-2：通路として37年経過、現況道路。3678-6：農道として約10年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号2号、住家1棟、44年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	ご報告します。 番号3号、調査結果：3142-1、3143-1：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。3581-2：住家1棟、28年経過、現況宅地。 番号4号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：4528：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 4533、4534：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：雑木・コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、22年経過、現況宅地。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>16ページ～34ページ 36件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の16ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号、令和5年2月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>貸借権21件、24筆、19,573.00㎡。使用貸借権15件、20筆、14,710.00㎡。合計36件、44筆、34,283.00㎡です。</p> <p>議案書の17ページから34ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 3件		
議	長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員		<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、下福元町二俣迫地区にあり、谷山支所から西へ約2.4kmに位置し、東・南側は他人畑、西側は雑種地、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。</p>
議	長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7番委員		<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.0kmに位置し、東・南側は市道、西・北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないが、連たんする住宅等の集団に接しており、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 事業実施の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。</p>
議	長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、倉庫、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町杉畑地区にあり、松元支所から南西へ約3.2kmに位置し、東側は宅地、雑種地、西・北側は他人畑、南側は宅地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</p> <p>別冊資料3</p>	
議長	<p>続きまして、議題8.「令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今回は、最終的に提案を取りまとめていきたいと思っております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>別冊資料3です。</p> <p>議題8.「令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」です。年末から年始にかけて、各地区の農業者と語る会中で、国への施策ということで、概ねこの2点を出させて頂きました。</p> <p>1 基盤整備後の地域の排水工事事業について</p> <p>農地は、地域の特性を生かした安全安心かつ新鮮で良質な農産物を生産し、市民に安定的に供給するとともに、水源かん養、自然環境の保全及び美しい景観の形成など多面的な機能を有している。</p> <p>しかしながら、近年、農業者の高齢化や減少に伴い耕作放棄地が増加し、周辺の優良農地への影響も危惧される。</p> <p>また、湿田地帯においては土地改良事業により、ほ場整備を行ったが排水がきかなくなっている水田が出てきているほか畑や農道等も経年劣化が進み使用できない個所も多い。これらの農地は、耕作しようにも効率が悪く受け手が敬遠し、利用権設定に結びつかない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、農地がまとまっている地域の排水工事事業について、受益者の一部負担金を廃止し、早急に国で再度の基盤整備を推進するよう検討すること。</p> <p>2 活動火山周辺地域防災営農対策事業に係る償却資産税の見直しについて</p> <p>防災営農施設整備事業で導入した硬質ハウス、果樹施設等は農家経営基盤の根幹をなしており、現在も活発な噴火活動を行っている桜島のある本市の特殊な地域性を鑑みると、耐久性等を考慮した施設は、暮らしと営農を守るため必要不可欠な防災施設である。</p> <p>そのため、事業費は高額とならざるを得ず、新規就農者や経営拡大を図る農家にとって、事業費全体に課税される償却資産税は大きな負担となっている。</p> <p>降灰下におけるこのような地域の実情を勘案し、農家の経営安定と地域農業の健全な発展を図るため、防災営農対策事業に係る償却資産税の廃止若しくは課税対象を事業費の自己負担分とすること。</p> <p>以上2点を国への最適化推進施策として、県の方に具申したいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、事務局と運営連絡会では、このように2点ということにまとめました。原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題8.「令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 35ページ～37ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。35ページです。 照会日：令和5年1月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年2月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年2月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年2月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	報告します。37ページです。 照会日：令和5年1月30日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年2月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～40ページ 13件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 41ページ～49ページ 24件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 50ページ～53ページ 7件	
5. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 54ページ～55ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>38ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。</p> <p>登記地目別では、田26筆、14,358.00㎡、畑63筆、26,921.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が12件となっております。</p> <p>39ページから40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、41ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、共同住宅、その他が各1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が18件、共同住宅、駐車場が各1件、合計20件となっております。</p> <p>42ページは、4条関係4件、43ページから49ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、50ページから53ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>伊敷地区で1件、喜入地区で2件、松元地区で4件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、54ページをお開き下さい。</p> <p>令和5年1月24日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和5年2月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>貸借権1件1筆2,564.00㎡となっております。</p> <p>55ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 57件	
事 務 局	<p>報告事項6「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計57筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、1月末に、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
7. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
事 務 局	<p>報告事項7「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の12月分については、訪問戸数104戸、うち不在23戸、調査回答戸数81戸、貸出希望6戸117.39㎡、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
8. 農地法の一部改正について（下限面積の廃止、転用許可基準の改正） 別冊資料6	
事 務 局	<p>報告事項8「農地法の一部改正について（下限面積の廃止、転用許可基準の改正）」報告いたします。</p> <p>資料は、別冊資料6になりますが、その前に、説明の都合上、別に配付してあります、一枚紙を折りたたんだ資料、一番上に「地域計画」と書いてある資料を説明させていただきます。</p> <p>「地域計画」は、委員の皆さんの令和5、6年度の業務のほか、3条、4条、5条の農地法の許可申請とも関係がありますので、改めてご説明します。</p> <p>一番上の「地域計画」の説明になりますが、これは「人・農地プラン」を法定化したもので、地域で将来の農地利用について話し合いをし、その実現に向けて、農地バンクの活用により、農地の集約を進め、農地の分散錯圃の状況を解消するものです。</p> <p>次に、その下の、「地域計画の策定の流れ」ですが、初めに、「意向調査」があります。その右の四角の囲みの中ですが、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様には、出し手と受け手の意向調査をお願いします。</p> <p>囲みの外の右側の文を読みますと、「今後は紙ベースの調査からタブレット活用による効率的な意向調査へ移行」とあります。</p> <p>タブレットの研修は、3月に実施するほか、調査用のアプリについては令和5年度の早い時期に実施します。</p> <p>次に、「意向調査」の下ですが、「目標地図の素案作成」になります。</p> <p>この素案は、意向調査の結果を元に、事務局でシステムを利用して粗々の地図</p>

<p>事 務 局</p>	<p>を作ります。</p> <p>次に、その下ですが、「地域の皆さんによる話し合い」があります。</p> <p>この協議の場には、農業委員や農地利用最適化推進委員のほか、支局の職員も参加していただきます。</p> <p>次に、その下ですが、市の農林水産部の方で、公告の手続きを経て、目標地図を含む地域計画を策定します。</p> <p>次に、その下の「地域計画の実行」になります。</p> <p>以上が主な流れになります。</p> <p>資料の一番下の目標地図ですが、地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものです。</p> <p>資料が変わりまして、「別冊資料6」になります。</p> <p>農地法等の改正についてご説明します。</p> <p>まず1点目ですが、資料1ページをご覧ください。</p> <p>これは農地法3条許可申請の許可要件ですが、左の四角の囲みの中は改正前で、これまでは下限面積要件（第5号）がありましたが、農地法の改正により廃止されます。</p> <p>時期は、法の施行日は令和5年4月1日ですが、申請で考えますと、令和5年4月総会審議分、つまり、令和5年3月11日以降の申請から適用されることになります。</p> <p>このことについては、ホームページや市民のひろばで周知を行います。</p> <p>次に、2点目ですが、右の四角の囲みの中は改正後になりますが、下限面積要件以外の要件は残っており、一番下の矢印の所ですが、先程説明した「地域計画」に関して、「地域計画の達成に支障がないことについて確認すること」とあります。</p> <p>具体的には3ページをご覧ください。</p> <p>これは事務処理基準の案ですが、農地法の3条申請に関して、下線部になりますが、「地域計画の区域内の農地等の権利取得によって、当該地図の実現に支障が生ずる場合には、許可することができない。」と改正される予定です。</p> <p>なお、利用権設定の場合も、同様の取扱いとなります。</p> <p>また、4ページをご覧ください。「4 農地法施行規則の一部改正」の（1）の下線部ですが、農地法の第4条、第5条申請に関して「農地転用及び農地転用のための権利移動の不許可要件について、支障を生じるおそれがあると認められる場合として、地域計画に係る農地を農地以外のものにするにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を追加する。」と改正がなされます。</p> <p>以上のように、農地法の申請に対する審査については、地域計画の区域かどうか、地域計画の達成や目標地図の実現に支障があるかどうかの判断において、所管課である農政総務課や各農林事務所との連携が非常に重要となってまいりますので、今後は、農地法の申請においては、密に情報共有しながら業務を進め、総会において委員の皆様にご審議いただくこととなります。</p> <p>具体的な事務手続きについては、まだ国や県から示されておきませんが、提示され次第、みなさまに地区推進協議会等においてご報告いたします。</p> <p>以上で農地法等の一部改正についての報告を終わります。</p>
--------------	--

1 3 番 委 員	<p>目標地図で、現況を確認して10年後、ここを誰が作るかという目標を立ててもうまくいくとは思っていません。</p> <p>管内で2ヶ所、地域計画を含めて周ったのですが、現状が荒れているのに耕作するとは思えない状況です。これは不可能だと思います。</p>
事 務 局	<p>その辺については、国の取り組みということで、致し方ない面はあると思いますが、目標地図を作って、皆さんの話し合いの中で、地域の農地をどうしていくか、その農地を有効に利用していくという取り組みは、必要なことではないかと思っております。こういうきっかけがないと成すがままということになると思われますので、こういう計画がないと、農地をどうしていくかというのは、方向性も定まらないというところもありますので、皆さんで話をするという契機にはなるのではないかと思っております。個人個人それぞれ思いはあると思いますが、この取り組みをすることによって、国の方では、定めた区域に、それなりの施設整備とか補助事業というのがあるものですから、これを定めないと、こういうことも利用できないということもあります。定めることで恩恵を受けられるというメリットもあります。2年間という限定がございますので、短期間で取り組んでいかないといけないところでございます。皆さんの意向調査というのが、作業のスタートになっております。業務量もどの程度かまだわからない面もあるのですが、皆さんにこれをして頂くことが、目標地図、農地をどうしていくかということのスタートになるものですから、次年度からこれまでの貸したい借りたいに代わって、10年後の農地をどうするかというアンケート調査みたいなのご協力頂きたいと思っております。市外の方には郵送でこういう調査をして参ります。それによって目標地図を作られることになると思っておりますので、ご協力頂きたいと思っております。</p>
議 長	<p>13番委員の意見は承っておきます。</p> <p>国の方針で決まっていることですので、ご理解下さい。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>・令和4年度第13回総会（月例）開催日時は、 令和5年3月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>タブレット研修の日程を配布しております。皆さんご連絡頂きました日程で、お受け頂きたいと思います。3月6日は午前、7日から9日は午後になっております。時間、場所のお間違いないようお願いいたします。特にお持ち頂くものはございません。こちらで用意したタブレットと研修資料でします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時05分）</p>